

① 不動産仲介（情報流通の）仕組みとは？

不動産の仲介契約には3つのタイプがあります

媒介契約には3つのタイプがあります。国土交通省ではそれぞれのタイプについて、標準的な契約様式として標準媒介契約約款を定めており、その主な内容は下記のとおりとなっております。どの契約タイプを選ぶかは依頼者に任せられます。

①専任専属媒介契約		②専任媒介契約		③一般媒介契約	
依頼者	媒介を依頼した業者以外の業者に媒介を重ねて依頼する事ができません。また、依頼者は自分で見つけてきた相手方と業者を通さずに売買契約などを締結することが出来ません。	依頼者	媒介を依頼した業者以外の業者に媒介を重ねて依頼する事ができませんが、自分で見つけてきた相手方とならば業者を通さず売買契約などを締結することが出来ます。	依頼者	媒介を依頼した業者以外の業者に媒介を重ねて依頼する事ができます。
業者	目的物件を指定流通機関に登録し、業務処理状況を1週間に1度以上依頼者に報告する必要があります。	業者	目的物件を指定流通機関に登録し、業務処理状況を2週間に1度以上依頼者に報告する必要があります。	業者	指定流通機関への物件の登録義務や業務報告義務を負いません。

*①・②の媒介契約の有効

期限は3か月を限度とし、期間満了時に書面を新に交わす事で更新する事ができます。

*他の業者に重ねて依頼する際は、業者名をお知らせください

